

基 発 第 533 号
昭和34年 7 月31日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（昭和34年労働省令第21号）は、昭和34年 7 月24日公布され、同年10月 1 日（一部の規定については、昭和35年 6 月 1 日）から施行されることとなった。

今回の改正は、最近における産業災害の実情特に中小規模事業場における災害の多発と爆発その他による重大災害の発生の状況に鑑み、これが防止対策の一環として行われたものであつて、改正の重点は、第一に、中小規模事業場における安全管理体制の確立を図るため、安全管理者を選任すべき事業の範囲を拡大するとともに、その資格要件を実情に即するように改めたこと、第二に、重大災害を招来するおそれがある危険業務に対する規則の強化を図るため、発破の業務について新たに就業制限を規定するとともに、発破作業を行う場合における順守規定を整備し、また、起重機の玉掛の業務について就業制限を強化したこと、第三に、危険物の範囲を明確にするとともに、火災及び爆発の防止に関する規定の整備充足を図つたこと等である。

については右に述べた改正の趣旨を十分に理解し、労使一般に周知徹底させるとともに、特に左記事項に留意して運用に遺漏なきを期せられたい。

追つて昭和23年 5 月11日付基発第737号中第 3 条関係及び昭和23年12月27年付基収第4301号並びに昭和23年 6 月10日付基発第874号中第28号関係は廃止する。

記

1 第 3 条関係

- (1) 「当該作業の全般に精通」とは、安全管理の対象である作業の実態について十分な知識及び判断力を有することをいうこと。
- (2) 「産業安全に関する実務の経験」とは、労務、厚生等の職制又は現場において安全

管理に関連する業務に就いた経験をいうこと。

- (3) 「労働基準法第五十三条及び労働安全衛生規則第三条第二項の規定による産業安全に関する学科及び実務の範囲を定める件」(昭和23年労働省告示第15号)は、本条の施行と同時に廃止される予定であること。

2 第10条関係

- (1) 「危険物」には、火薬類(火薬、爆薬及び火工品)及び可燃性ガス(液化ガスを含む。)は含まれないこと。
- (2) 「危険物を取り扱う」には、危険物を収容したドラムかん、石油かん等の密封容器を貨車、貨物自動車等により運送する作業及びこれに附随する積卸作業等は含まれない趣旨であること。

3 第44条の2及び第44条の3関係

- (1) 「導火線発破の業務」及び「電気発破の業務」には、せん孔作業における鑿の手渡し又は取換えの業務、装てん作業における込棒又は込物の運搬の業務、点火作業における予備点火具の保持の業務等は含まれないこと。
- (2) 火薬類取締法第31条の火薬類取締免状は、甲種又は乙種の別を問わないこと。

4 第44条の4関係

- (1) 第1項の「玉掛の業務」には、とりべ、コンクリートバケット等の如く、吊金具がそれらの一部となつているものを直接起重機のフックにかける業務又は荷に対して特定された吊揚具(鋼索と金具が一体となつているものを含む。)を用いて行う業務は含まれないこと。
- (2) 第1項の「補助作業の業務」とは、特定された者の直接の指揮のもとに行う玉掛の業務をいい、玉掛に伴う合図のみの業務はこれに含まれないこと。

なお、港湾荷役作業等における玉掛の如く、指揮者がいる場所と玉掛が行われる場所とが若干離れていても、起重機1基につき1人の指揮者が専任され、当該指揮者が玉掛の業務が行われるのを直視することができ、かつ、それに対して随時適切な指示を行いつつ起重機運転の合図を行う場合には、指揮者の業務以外の業務は補助作業の業務として取り扱うこと。
- (3) 第1項第1号ロの「巻上能力三トン未満の起重機の玉掛の業務」には、当該玉掛の業務における補助業務も含まれること。

5 第55条関係

- (1) 第3号(ヌ)の「火薬、爆薬又は火工品」は火薬類取締法第2条に定める範囲とすること。

6 第95条関係

- (1) 第1項の「その他爆発性又は発火性の物」とは、リチウム、ルビジウム、セシウム等のアルカリ金属、アセチレン銀、アセチレン銅、過酸化水素（濃度30パーセント以上）、ジアゾニウム塩等をいうこと。

7 第138条関係

- (1) 「異種の物」とは、カーバイドと水、金属カリウムと二硫化炭素、過酸化ナトリウムと金属粉、燐化石灰と水、発煙硫酸と有機質繊維の場合の如く、相互に接触することにより発火し、又は爆発するおそれのある性質を有する物をいうこと。

8 第140条関係

- (1) 第2項の「火花を発し、若しくは過熱することにより点火源となるおそれのある機械、器具その他の設備」とは、スイッチ、電動機、抵抗器等の電気設備であつて、防爆構造でないもの、電弧溶接機、グラインダー、内燃機関その他これらに類するものをいうこと。
- (2) 第2項但書の「爆発防止のための措置」とは、隔壁による完全な隔離、局所排気、作業対象物としての配管、容器等の内部の可燃物の完全排除又は不活性ガスによるその置換等の措置をいうこと。

9 第140条の2関係

- (1) 第1項の「火災又は爆発の防止のための措置」とは、配管、容器等の内部に水蒸気を通して洗浄し、引火性の液体若しくはその蒸気又は可燃性のガスを除去すること、配管、容器等の内部に窒素、炭酸ガス等の不活性ガスを送入し、可燃性ガス又は蒸気と置換すること等の措置をいうこと。

10 第140条の3関係

- (1) 第1項の「貯槽、船艙等自然通風又は自然換気の不十分な場所」には、ボイラー、水圧鉄管、狭あいな地下室等が含まれること。
- (2) 第1項第2号の「火花を発し、若しくは過熱することにより点火源となるおそれのある機械、器具その他の設備」とは、第140条関係(1)に示すところと同一であること。

11 第152条関係

- (1) 第1項第2号の「その他安全なもの」とは、竹の棒、ビニール製の棒等火薬類に対して木製の棒と同様の安全性を有するものをいうこと。
- (2) 第1項第3号の「その他発火又は引火の危険のないもの」には、水入りのポリエチ

レン袋等も含まれること。

- (3) 第1項第4号イの「再点火できないように措置を講じ」とは、固定式の発破器にあつてはハンドルに施錠し、離脱式の発破器にあつては発破作業の指揮者又は指揮者が指名した点火者がハンドルを携帯し、電灯線を利用する場合にあつてはスイッチ箱に施錠する等の措置を講ずることをいうこと。

12 第160条関係

- (1) 第2項の「点火源となるおそれのある電気設備」とは、防爆構造でない電気設備であつて、スイッチ、電灯、制御器、電動機（整流子又はスリップリングを備えたもの）等使用の際に電気火花を発する危険のあるものをいうこと。

13 第226条関係

- (1) 第1項第1号イの「発破の補助作業の業務」とは、せん孔作業における鑿の手渡し又は取換え、装てん作業における込物又は込棒の運搬、点火作業における予備点火具の保持等の補助的な業務をいうこと。なお、この場合における「発破」とは、導火線発破又は電気発破の別を問わないこと。
- (2) 第1項第1号ロ、同項第2号及び第2項第2号の「実地演習」とは、一定の指導者のもとに当該業務の実際について技能を習得することをいうこと。

14 第229条関係

- (1) 免許の取消については、昭和23年5月11日付基発第737号中第374条、第402条及び第411条関係に準じて処理されたいこと。
- (2) 第2項第1号の「これに準ずる事故」とは、発破の跡ガスによる急性中毒事故、導火線等の燃焼事故等をいうこと。

15 第235条及び第375条の5関係

- (1) 発破技士講習及び玉掛技能講習の指定基準等については別途通ちよう予定であること。

16 第236条及び第375条の7関係

- (1) 発破技士講習及び玉掛技能講習に関する労働大臣の告示は、本条の施行までに公布される予定であること。

17 第375条の3関係

- (1) 玉掛技能講習の受講者は、第44条第1項第1号イ又はロに該当する者に限るようにすること。

18 第375条の4 関係

- (1) 玉掛技能講習の修了者で、受講前に第44条の第1項第1号イ又はロに該当していなかつたものについては、玉掛技能講習修了証の「備考」欄にその旨を明記すること。
- (2) 玉掛技能講習修了証の交付を受けた者が修了証を滅失し、又は損傷したために再交付を申し出たときは再交付すること。

19 第375条の6

- (1) 玉掛技能者が当該講習の修了者に対して交付する修了証の様式は問わないが、修了証には修了者の氏名及び生年月日、修了証の交付年月日、玉掛技能講習者の氏名又は名称並びに当該講習の修了者で、受講前に第44条の4第1項第1号イ又はロに該当していなかつたものについてはその旨を明記させること。
- (2) 玉掛技能講習者の交付した修了証の交付を受けた者が当該修了証を滅失し、又は損傷したために再交付を申し出たときは、再交付するよう指導すること。

20 附則第2条関係

- (1) この省令(第四十四条の次に三条を加える改正規定を除く。以下同じ。)の施行前に、都道府県労働基準局長が行つた導火線発破作業者講習又は電気発破作業者講習を修了した者については、その者が講習受講前に第226条第1項第1号イに該当していなかつた場合においても、講習受講前及び講習終了後において発破の補助作業の業務及び発破の業務に従事した経験が通算して6箇月以上であるときは、それぞれ第226条第1項第1号の都道府県労働基準局長が行つた導火線発破技士講習を修了した者で、当該講習の受講前に同号イに該当していたもの又は同条第2項第1号の都道府県労働基準局長が行つた電気発破技士講習を修了した者で、当該講習の受講前に同号イに該当していたもの(第1項第1号イに掲げる者)として取り扱つて差し支えないこと。

21 附則第3条関係

- (1) この省令の施行前に行われた玉掛業務に関する講習で、都道府県労働基準局長の認定を受けたものを修了した者については、その者が講習受講前に第44条の4第1号イ又はロに該当していなかつた場合においても、講習受講前及び講習終了後において同号イ若しくはロに定める業務に従事した経験又は同号イに定める業務及び同号ロに定める業務の双方に従事した経験が通算して6箇月以上であるときは、第44条の4第1項第1号の都道府県労働基準局長が行つた玉掛技能講習を修了した者で、当該講習の受講前に同号イ又はロに該当していたものとして取り扱つて差しつかえないこと。
- (2) この省令の施行前に行われた玉掛業務に関する講習の認定基準等については別途通知しようする予定であること。

(3) 第3項の適用にあたって、本条第1項の認定を受けた者が交付する修了証については、第365条の6関係(1)及び(2)に示すところに準じて指導すること。

22 附則第6条関係

(1) 都道府県労働基準局長が行う発破技士技能講習又は玉掛技能講習の受講及び玉掛技能講習の修了証の交付又は再交付については、労働基準法に基く検査等の手数料に関する省令による手数料を徴しないものであること。

23 附則第7条換気絵

(1) 女子年少者労働基準規則第8条第10号の改正によつても、年少者には港湾荷役作業におけるデッキマンの業務その他起重機の合図の業務に就かないように指導すること。

(2) 同条第28号の「火薬、爆薬又は火工品」は、火薬類取締法第2条に定める範囲とすること。

(3) 同条第28号の「爆発のおそれのあるもの」とは、火工品の製造作業におけるその原料をなす爆薬の計量、圧さく、溶てん、収函等の作業をいい、火薬類の包装作業、産業の用に供する火薬又は爆薬のてん薬作業等は含まない趣旨であること。